

「令和5年度健診体系の変更に関するFAQ」

資格・期間・対象者・健診の種類

【Q1】	健診対象者の範囲を教えてください。 対象者は、該当年度の4月1日までに被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者です。 ➡ 【参考】 令和5年4月 1日に被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者 ➡ 令和5年度健診事業補助対象者 令和5年4月 2日に被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者 ➡ 令和5年度の当組合の健診は受けられません。
【Q2】	4月1日に取得した者は家具健保の健診を「雇入れ時健診」の代わりにできますか。 4月1日に取得した者は家具健保の健診が受けられます。 ➡ しかしながら、本来、雇入れ時健診は労働安全衛生法に基づき、事業主の責任において事業主負担で実施するもの、組合の健診は健康保険法に基づき組合員の保険料を財源として実施されているもので根拠となる法律が異なります。 なお、本人から健診結果の提供を受ける等については、各事業所と本人の判断となります。
【Q3】	4月から翌年3月までの通年実施となりますが、申請書類が翌年4月以降になっても補助は受けられますか。 ➡ 受けられます。 ➡ 契約健診機関以外で受診した場合、健診日より2か月以内に必要書類を揃えて申請書を提出してください。
【Q4】	4月から翌年3月までの通年実施となりますが、年度区切りの概念はなくなるということですか。 年度区切りの概念は今まで通りです。 ➡ 令和5年度からは、すべての健診コースにおいて通年で受診可能になりましたが、 ➡ 受診に係る年度区切りはこれまでと同様（4月1日～翌年3月31日）となり、健診補助対象は年度内に1回となります。 ※令和5年度補助対象受診期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
【Q5】	被保険者が病院に予約をする際の健診の名称教えてください。 直接契約健診機関：一般健診 フルバック健診 人間ドック ➡ 東振協契約健診機関：一般健診：A2コース フルバック健診：Bコース 人間ドック：D1コース ➡ 契約健診機関外：一般健診：定期健診と尿酸と子宮がん（医師採取法）検診 フルバック健診：生活習慣病健診と乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診
【Q6】	被扶養者が病院に予約をする際の健診の名称教えてください。 直接契約健診機関：一般健診 フルバック健診 ➡ 東振協契約健診機関：一般健診：A2コース フルバック健診：B1コース ➡ 契約健診機関外：一般健診：定期健診と尿酸と子宮がん（医師採取法）検診 フルバック健診：生活習慣病健診と乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診
【Q7】	40歳以上の被保険者は、一般健診は受けられないですか。 ➡ 受けられません。 ➡ 疾病予防の観点から、40歳以上はフルバック健診の受診が必要と考えております。
【Q8】	35～39歳の者は、生活習慣病健診（フルバック健診）を受けられなくなりますか。 はい。35歳（～39歳）の者の対象健診は、一般健診と人間ドックです。 ➡ 一般健診の受診者で希望する者は胃がん検診を有料（オプション設定）で追加できます。 胃X線検査3,000円、胃内視鏡検査5,000円

負担金

【Q9】	契約健診機関で受診した場合、健診当日の窓口負担はありますか。 ➡ 一般健診およびフルバック健診の窓口負担はありません。 ➡ 人間ドックは、Q14をご覧ください。
【Q10】	契約健診機関外で受診した場合、健診当日の窓口負担はありますか。 すべての健診コースにおいて、一旦全額自費でお支払いください。 ➡ 補助金の支給申請については、事業所を通して申請してください。 ※健診コースごとに支給限度額が設定されています。別表1をご確認ください。
【Q11】	フルバック健診の一部負担金(自己負担金)は、どのようになりますか。 一部負担金(自己負担金)は、当組合から事業所経由で事業所ごとに取りまとめて請求いたします。 〈令和5年度フルバック健診一部負担金〉 基本：7,000円 前立腺がん（PSA）オプション：1,000円 ➡ 胃内視鏡変更：5,000円 最大13,000円 ※従来、500円で追加できた乳がん検診、子宮がん検診、PSAのオプション検査につきましては、乳がん検診と子宮がん検診は基本項目となり、PSAはオプション料金が1,000円に変更となります。検査内容については、国の推奨通り、乳がん検診はマンモグラフィ検査のみ、子宮がん検診は医師採取法のみに変更となっています。

【Q12】	本来、一部負担金の負担者は事業所、従業員どちらでしょうか。 → 一部負担金は受益者負担として、健診受診者ご自身の負担となります。 それを事業所の負担にするか否かは、各事業所の判断となります。
【Q13】	契約健診機関外の医療機関で一般健診を受診して子宮がん検診未実施の場合、補助額はどれになりますか。 → 一般健診の支給限度額－子宮がん検診の支給限度額＝補助額 となります。 ※疾病予防の観点から、できるだけ指定検査項目をすべて受診してください。
【Q14】	人間ドックの補助額は15,000円とのことですが、健診機関の窓口では15,000円を超えた額を支払うのですか。 はい。 → 契約健診機関：人間ドックの補助額15,000円を超えた額を窓口で負担してください。 契約健診機関外：一旦全額を窓口支払いし、補助申請をしてください。審査のうえ、15,000円までの額を補助します。
【Q15】	フルバック健診を受診する場合、指定検査項目をすべて受診しなければ補助は受けられないですか。 契約健診機関で受診した場合：補助が受けられます。 → 契約健診機関外で受診した場合：受診した検査項目での補助限度額内のお支払いとなります。 ※疾病予防の観点から、できるだけ指定検査項目をすべて受診してください。
【Q16】	人間ドックを受診する場合、フルバック健診の項目すべてを受診しなければ補助は受けられないですか。 契約健診機関で受診した場合：補助が受けられます。 → 契約健診機関外で受診した場合：1つでも実施しない項目がある場合は、人間ドックとしての補助の対象にはなりません。
【Q17】	人間ドックの補助額が30,000円から15,000円に変更になったのはなぜですか。 家具健保として国の推奨する5大がん検診※と生活習慣病予防に必要な健診をセットした人間ドック相当のフルバック健診を推奨、受診してもらいたい考えです。フルバック健診に強く誘導し、フルバック健診のお得感をだすために人間ドックの補助額は引き下げとなりました。 ※5大がん検診：（胃・大腸・肺・乳房・子宮）

検査項目

【Q18】	一般健診、フルバック健診、人間ドックの検査項目でどのような違いがあるのですか。 → 検査項目一覧表（別表2）をご覧ください。
【Q19】	フルバック健診と人間ドックの検査項目でどのような違いがありますか。 → 契約健診機関で比較すると、腹部エコーと眼底検査の有無が違いとなります。検査項目一覧表（別表2）をご覧ください。
【Q20】	一般健診（40歳未満）で子宮がん検診は標準項目ですか。（標準検査項目は必須項目でしょうか。） → はい。標準項目です。
【Q21】	フルバック健診は、従来の生活習慣病健診とはどの点が異なりますか。 → 従来の生活習慣病健診で、オプション検査となっていた乳がん検診と子宮がん検診を国の推奨に基づき標準項目としました。
【Q22】	フルバック健診で胃X線検査（または胃内視鏡検査）は受診したくありません。受診しなくてもよいでしょうか。 家具健保では、疾病予防の観点から、胃がん健診をフルバック健診の標準項目にしております。 → それでも、各々の事情で未実施項目が存在し得と考えています。 ※疾病予防の観点から、できるだけ指定検査項目をすべて受診してください。
【Q23】	フルバック健診で未実施項目がある場合、一部負担金は減額になりますか。 → 未実施項目がある場合でも、一部負担金は変わりません。
【Q24】	フルバック健診（女性）の乳がん検診（マンモグラフィ検査）は、標準項目ですか。 → 標準項目です。
【Q25】	フルバック健診で乳がん検診のマンモグラフィからエコー検査への変更はできますか。 できません。 → ※当組合へご連絡いただいても、<u>健診としては変更不可</u>となります。 ※変更された場合、乳がんエコー検査は全額自己負担となりますので、窓口にてお支払いください。
【Q26】	フルバック健診に含まれる子宮がん検診の医師採取法を自己採取法に変更することはできますか。 できません。 → ※当組合へご連絡いただいても、<u>健診としては変更不可</u>となります。 ※変更された場合、自己採取法は全額自己負担となりますので、窓口にてお支払いください。
【Q27】	年度末年齢35歳～39歳までの女性が人間ドックを受診する場合、乳がん検診（マンモグラフィ／エコー）は標準（必須）項目ですか。 → 乳がん検診（マンモグラフィ、エコー問わず）は標準項目ではありません。
【Q28】	年度末年齢40歳以上の女性が人間ドックを受診する場合、乳がん検診（マンモグラフィ）は標準項目ですか。 → 標準項目です。
【Q29】	年度末年齢35歳～39歳までの女性が人間ドックを受診する場合、子宮がん検診は標準項目ですか。 → 標準項目です。

【Q30】	被保険者のフルバック健診（男性）に、前立腺がん（PSA）検査を追加することはできますか。 ➡ 年度末年齢が50歳以上の男性にのみ、追加できます。 ※対象年齢以外の者は自己負担です。（当組合へご連絡いただいても、健診としては追加不可となります。）
【Q31】	年度末年齢50歳以上の男性が人間ドックを受診する場合、前立腺がん（PSA）検査は標準項目ですか。 ➡ 標準項目ではありません。
【Q32】	35歳～40歳の者は一般健診と希望により胃の検査を追加できますが、検査内容は以前の生活習慣病健診と比べて何が減りますか。 ➡ 男性が胃の検査を追加した場合、便潜血検査が減項目となります。 ➡ 女性が胃の検査を追加して、昨年度乳がん検査をオプション追加していた場合、便潜血検査と乳がん検査(エコー)が減項目となります。

巡回健診

【Q33】	巡回健診で一般健診を行っていますが、子宮がん（医師採取法）検診は実施不可とのことですが。女性は巡回健診の一般健診は受診できないということですか。 一般健診の受診はできます。 ➡ 子宮がん検診以外を巡回健診で受診し、別日に子宮がん検診を医療機関で受診してください。 ※直接契約健診機関外で受診される場合、検査項目に支給限度額が設定されています。別表1をご確認ください。
【Q34】	フルバック健診は巡回健診でも実施可能ですか。 ➡ 実施可能です。
【Q35】	巡回健診でフルバック健診を実施する場合でも、乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診は、標準（必須）項目ですか。また、乳がん検診、子宮がん検診が標準（必須）の場合、どう受診すればよいですか。 標準項目となります。 ➡ 巡回健診で受診できない場合、乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診は、医療機関で別日に受診してください。 ※上記検査を実施する場合は、巡回健診でフルバック健診を受診することが必須要件です。 ※巡回健診受診日から3か月以内に受診してください。
【Q36】	別日程で乳がん検診、子宮がん検診を受けたいと思っていますが、受診券は発行されますか。 ➡ オプション検査ではなく、検査項目の選択がありませんので受診券の発行はありません。 ➡ 単項目で受診できる医療機関を探して、予約をしてください。
【Q37】	巡回健診でフルバック健診を受診して、乳がん（マンモグラフィ）検診、子宮がん（医師採取法）検診及び胃の内視鏡はそれぞれ別々の日程で受診してもいいですか。 ➡ 日程、医療機関ともに複数をまたいでもちかまいません。 ➡ 受診者自身の負担にならない範囲で、受診してください。巡回健診受診日から3か月以内にすべての検査を受診してください。

管理検診

【Q38】	令和5年度から管理検診が廃止となりますが、受診券の代わりに文書配信システムで送られてくる案内はどのような内容ですか。 ➡ 月次で、経過観察対象者リストを送信します。
【Q39】	Q38のリストは何に使いますか。 ➡ 事業所内での健康づくり、安全配慮義務実施の経過観察対象者リストとしてご活用ください。
【Q40】	令和5年4月以降の【管理検診】について、過去に発行された管理検診受診券は使用できますか。 ➡ 使用できません。令和5年4月1日以降は、すべて保険診療で実施してください。

その他

【Q41】	契約健診機関外で対象外のコースを実施してしまった場合の健診費用はどのようにになりますか。 35歳未満の者が人間ドック受診：一般健診の支給限度額内での支払い ➡ 40歳未満の者がフルバック健診：一般健診の支給限度額内での支払い 40歳以上の者が一般健診受診：一般健診の支給限度額内で受診項目に応じての支払い、一部負担金7,000円を請求いたします。
【Q42】	令和5年度の契約健診機関は、令和4年度の契約健診機関と同じですか。 ➡ 令和5年度の契約健診機関リストは、3月下旬までにホームページ、広報誌でご案内いたします。 ➡ 多少の変更はありますので、必ず新しいリストをご確認ください。
【Q43】	単身の40歳以上の被保険者が被扶養者の分を負担するような健診体系の変更で、負担の不公平感がありますが。 健康保険組合は相互扶助の考えに基づいて存立されています。加入員（被保険者と被扶養者）全員が必要な健診を欠損なく受診し、受診率を向上させることで、予防できる疾病対策が実施可能となり、それは医療費の抑制にも繋がることです。予防できる疾病対策が適切に行われないこと ➡ で、病気に罹患する者はつらい思いをし、また、健康保険組合全体としても医療費が膨らみ、ひいては保険料を上昇せざるを得ない状況を招くこととなります。家族が健康であってはじめて被保険者が仕事に集中できることとなりますので、被扶養者の健康づくりも被保険者全体で担っていく考えです。今回の見直しは、20～30代の若手世代の負担も増え過ぎないよう多くの御意見の中で決定されております。

【Q44】 **男性がフルバック健診を受診した場合、昨年と検査項目が変わらないのに一部負担金が上がりますが、そのメリットは何ですか。**

Q43の質問の回答と通じますが、健康保険組合として、健診受診率を向上させ加入員の健康増進を図り、将来的な医療費の削減につなげることが至上命題となっています。健診を受けることは健診づくりの初めの一歩です。しかしながら、今までの家具健保の健診では、被扶養者の受診率は

➡ 30%台であり、女性の予防可能な疾病である乳がん・子宮がんにおける検診が、オプション検査扱いとなっており、早期発見できないケースも見受けられています。加入員全体の健康増進は、医療費の適正化・保険料の維持（上昇の抑制）につながり、加入員全員のメリットでもあることから健診体系を見直しました。

【Q45】 **被扶養者の健診受診率が低いとのことですが、地域の健診を受診している者も家具健保の健診を受診させる目的でしょうか。**

はい。

地域の健診は家具健保が受けてほしい検査項目を網羅しておりません。

- ➡ 家具健保に加入する被扶養者が受けられる地域の健診は、5大がん検診のみとなっており、生活習慣病を予防する検査項目を受診できません。家具健保のフルバック健診は生活習慣病予防健診に加え、国が推奨する5大がん検診を含む健診を無料で受診できるようにしました。